

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティューワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

中華人民共和国輸出管制法

（2020年10月17日第13期全国人民代表大会常務委員会第22回会議において採択）

目次

- 第1章 総則
- 第2章 管制政策、管制リスト及び管制措置
 - 第1節 一般規定
 - 第2節 デュアルユース品目輸出管理
 - 第3節 軍需品輸出管理
- 第3章 監督管理
- 第4章 法的責任
- 第5章 附則

第1章 総則

第1条 国家の安全及び利益を維持保護し、拡散防止等の国際義務を履行し、輸出管制を強化及び規範化するため、本法を制定する。

第2条 デュアルユース品目、軍需品、核並びにその其他国家の安全及び利益の維持保護、拡散防止等の国際義務の履行に関連する物品、技術、サービス等の品目（以下「管制品目」と総称する。）に対する国の輸出管制に、本法を適用する。

前項にいう「管制品目」には、品目に関連する技術資料等のデータを含む。

本法において「輸出管制」とは、中華人民共和国の国内から国外への管制品目の移転、並びに中華人民共和国の公民、法人及び非法人組織から外国の組織・個人への管制品目の提供に対して国が禁止又は制限的措置を講ずることをいう。

本法において「デュアルユース品目」とは、民事用途も軍事用途も有し、又は軍事的潜在力の引上げに役立つ、特に、大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産又は使用に用いることができる物品、技術及びサービスをいう。

本法において「軍需品」とは、軍事目的用の装備、専用生産設備並びにその他の関連する物品、技術及びサービスをいう。

本法において「核」とは、核物質、原子力設備、原子炉用非核物質並びに関連する技術及びサービスをいう。

第3条 輸出管制業務においては、総体的国家安全観を堅持し、国際平和を維持保護し、安全及び発展を統一計画し、輸出管制に係る管理及びサービスを完全化しなければならない。

第4条 国は、統一的な輸出管制制度を実行し、管制リスト、名簿又は目録（以下「管制リスト」と総称する。）の制定、輸出許可の実施等の方式を通じて管理を行う。

第5条 国務院及び中央軍事委員会で輸出管制職能を担う部門（以下「国の輸出管制管理部門」と総称する。）は、職責分掌に従って輸出管制業務に責任を負う。国務院及び中央軍事委員会のその他の関係部門は、職責分掌に従って輸出管制関係業務に責任を負う。

国は、輸出管制業務調整メカニズムを確立し、輸出管制業務に係る重大事項の統一的な調整を行う。国の輸出管制管理部門及び国務院関係部門は、密接に連携し、情報共有を強化しなければならない。

国の輸出管制管理部門は、関係部門と共同して輸出管制専門家諮問メカニズムを確立し、輸出管制業務のために諮問意見を提供させる。

国の輸出管制管理部門は、関係業種の輸出管制指南を適時に発布し、輸出経営者が輸出管制に係る内部コンプライアンス制度を確立・健全化し、経営を規範化するよう導く。

省・自治区・直轄市人民政府の関係部門は、法律及び行政法規の規定により、輸出管制関係業務に責任を負う。

第6条 国は、輸出管制に係る国際協力を強化し、輸出管制に関係する国際ルールの制定に参画する。

第7条 輸出経営者は、関係する商会・協会等の業種自律組織を法により設立し、及びこれに参加することができる。

関係する商会・協会等の業種自律組織は、法律及び行政法規を遵守し、輸出管制に関係するサービスを規約に従ってその成員に提供し、調整及び自律の機能を果たさなければならない。

第2章 管制政策、管制リスト及び管制措置

第1節 一般規定

第8条 国の輸出管制管理部門は、関係部門と共同して輸出管制政策を制定し、そのうちの重大政策については国務院に報告して認可を受け、又は国務院及び中央軍事委員会に報告して認可を受けなければならない。

国の輸出管制管理部門は、管制品目の輸出仕向国・地域について評価を行い、リスク等級を確定し、相応の管制措置を講ずることができる。

第9条 国の輸出管制管理部門は、本法並びに関係する法律及び行政法規の規定により、輸出管制政策に基づいて、所定の手順に従い関係部門と共同して管制品目輸出管制リストを制定及び調整し、かつ、遅滞なく公布する。

国家の安全及び利益の維持保護並びに拡散防止等の国際義務の履行に係る必要に基づき、国務院の認可を経て、又は国務院及び中央軍事委員会の認可を経て、国の輸出管制管理部門は、輸出管制リスト以外の物品、技術及びサービスに対し、臨時管制を実施し、かつ、公告をすることができる。臨時管制の実施期間は、2年を超えない。臨時管制実施期間の満了前には遅滞なく評価を行い、評価結果に基づいて、臨時管制を取り消すか、臨時管制を延長するか、又は臨時管制品目を輸出管制リストに組み入れるか決定しなければならない。

第10条 国家の安全及び利益の維持保護並びに拡散防止等の国際義務の履行に係る必要に基づき、国務院の認可を経て、又は国務院及び中央軍事委員会の認可を経て、国の輸出管制管理部門は、関係部門と共同して、関連管制品目の輸出を禁止し、又は関連管制品目の特定の仕向国・地域及び特定の組織・個人への輸出を禁止することができる。

第11条 輸出経営者は、管制品目の輸出に従事する場合には、本法並びに関係する法律及び行政法規の規定を遵守しなければならない。法により関連管制品目の輸出経営資格を取得する必要がある場合には、相応の資格を取得しなければならない。

第12条 国は、管制品目の輸出について許可制度を実行する。

管制リストに掲載された管制品目又は臨時管制品目を輸出する場合には、輸出経営者は、国の輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない。

管制リストに掲載された管制品目及び臨時管制品目以外の物品、技術及びサービスを輸出する場合において、輸出経営者は、関連する物品、技術及びサービスに下記のリスクが存在するおそれがあることに関し、知り若しくは知るべきであり、又は国の輸出管制管理部門の通知を得ているときは、国の輸出管制管理部門に許可を申請しなければならない。

- (一) 国家の安全及び利益に危害を及ぼす。
- (二) 大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産又は使用に用いられる。
- (三) テロリズムの目的に用いられる。

輸出しようとしている物品、技術及びサービスが本法に定める管制品目に属するか否かを輸出経営者が確定することができず、国の輸出管制管理部門に問合せをした場合には、国の輸出管制管理部門は、遅滞なく回答しなければならない。

第13条 国の輸出管制管理部門は、次の各号に掲げる要素を総合的に考慮して輸出経営者の輸出管制品目申請に対し審査を行い、承認又は不許可の決定をする。

- (一) 国家の安全及び利益
- (二) 国際義務及び対外的なコミットメント
- (三) 輸出類型
- (四) 管制品目の機微度
- (五) 輸出仕向国又は地域
- (六) 最終需要者及び最終用途
- (七) 輸出経営者の関連信用記録
- (八) 法律及び行政法規に定めるその他の要素

第14条 輸出経営者が輸出管制に係る内部コンプライアンス制度を確立し、かつ、運行状況が良好である場合には、国の輸出管制管理部門は、その関係管制品目の輸出に対し包括許可等の便宜的措置を与えることができる。具体的な方法は、国の輸出管制管理部門が定める。

第15条 輸出経営者は、国の輸出管制管理部門に管制品目の最終需要者及び最終用途の証明文書を提出しなければならない。関係証明文書は、最終需要者又は最終需要者が所在する国・地域の政府機関が発行する。

第16条 管制品目の最終需要者は、国の輸出管制管理部門の許可を経ずに、関連管制品目の最終用途を無断で変更してはならない旨又はいかなる第三者にも譲渡してはならない旨を承諾しなければならない。

輸出経営者及び輸入者は、最終需要者又は最終用途について変更の可能性があることが分かった場合には、規定に従って直ちに国の輸出管制管理部門に報告しなければならない。

第17条 国の輸出管制管理部門は、管制品目の最終需要者及び最終用途に係るリスク管理制度を確立し、管制品目の最終需要者及び最終用途に対して評価及びチェックを行い、最終需要者及び最終用途の管理を強化する。

第18条 国の輸出管制管理部門は、次の各号に掲げる事由のいずれかがある輸入者及び最終需要者に対し、管理統制名簿を確立する。

- (一) 最終需要者又は最終用途に係る管理要求に違反するとき。
- (二) 国家の安全及び利益に危害を及ぼすおそれがあるとき。
- (三) 管制品目をテロリズムの目的に用いるとき。

管理統制名簿に組み入れられた輸入者及び最終需要者に対し、国の輸出管制管理部門は、関係する管制品目の取引を禁止・制限し、関係する管制品目輸出の中止を命ずる等の必要な措置を講ずることができる。

輸出経営者は、管理統制名簿に組み入れられた輸入者及び最終需要者と、規定に違反して取引を行ってはならない。輸出経営者は、特段の場合において、管理統制名簿に組み入れられた輸入者及び最終需要者と確かに取引を行う必要がある場合には、国の輸出管制管理部門に申請を提出することができる。

管理統制名簿に組み入れられた輸入者及び最終需要者は、措置の実施を経て、第1項所定の事由がなくなった場合には、管理統制名簿からの削除を国の輸出管制管理部門に申請することができ、国の輸出管制管理部門は、実際の状況に基づいて、管理統制名簿に組み入れられた輸入者及び最終需要者の管理統制名簿からの削除を決定することができる。

第19条 輸出物品の荷送人又は代理通関企業は、管制物品を輸出する際に、国の輸出管制管理部門が交付した許可証書を税関に提出して検査を受け、かつ、国の関係規定に従って通関手続をしなければならない。

国の輸出管制管理部門が交付した許可証書を輸出物品の荷送人が検査のため税関に提出しなかった場合において、税関は、輸出物品が輸出管制範囲に属するおそれがあることを示す証拠を有するときは、輸出物品の荷送人に疑義を提起しなければならない。税関は、国の輸出管制管理部門に鑑別の組織を提起し、かつ、国の輸出管制管理部門が下した鑑別結論に基づいて、法により処置することができる。鑑別又は疑義提起期間において、税関は、輸出物品に対し、通関の許可をしない。

第20条 いかなる組織・個人も、輸出経営者のために輸出管制違法行為に従事して代理、貨物運送、配達、通関、サードパーティ EC プラットフォーム及び金融等のサービスを提供してはならない。

第2節 デュアルユース品目輸出管理

第21条 輸出経営者は、国のデュアルユース品目輸出管制管理部門に対してデュアルユース品目の輸出を申請する際には、法律及び行政法規の規定により、ありのままに関連資料を提出しなければならない。

第22条 国のデュアルユース品目輸出管制管理部門は、デュアルユース品目輸出申請を受理した場合には、単独で又は関係部門と共同して、本法並びに関係する法律及び行政法規の規定により、デュアルユース品目輸出申請に対して審査を行い、かつ、法定の期限内に、承認又は不許可の決定をする。許可承認決定をした場合には、証書発行機関が統一的に輸出許可証を交付する。

第3節 軍需品輸出管理

第23条 国は、軍需品輸出専営制度を実行する。軍需品輸出に従事する経営者は、軍需品輸出専営資格を獲得し、かつ、審査決定された経営範囲内において軍需品輸出経営活動に従事しなければならない。

軍需品輸出専営資格は、国の軍需品輸出管制管理部門が審査認可する。

第24条 軍需品輸出経営者は、管制政策及び製品属性に基づき、国の軍需品輸出管制管理部門に対して、軍需品輸出プロジェクトの立件、軍需品輸出プロジェクト及び軍需品輸出契約の審査認可手続を申請しなければならない。

重大な軍需品輸出プロジェクトの立件、重大な軍需品輸出プロジェクト及び重大な軍需品輸出契約については、国の軍需品輸出管制管理部門と関係部門との共同審査を経て、国务院及び中央軍事委員会に報告し認可を受けなければならない。

第25条 軍需品輸出経営者は、軍需品を輸出する前に、軍需品輸出許可証の取得を国の軍需品輸出管制管理部門に申請しなければならない。

軍需品輸出経営者は、軍需品を輸出する際に、国の軍需品輸出管制管理部門が交付した許可証書を税関に提出して検査を受け、かつ、国の関係規定に従って通関手続をしなければならない。

第26条 軍需品輸出経営者は、軍需品輸出運送及び関連業務を、認可を経た軍需品輸出運送企業に委託しなければならない。具体的な方法は、国の軍需品輸出管制管理部門が関係部門と共同して定める。

第27条 軍需品輸出経営者又は科学研究生産単位は、国際的な軍需品展示会に参加する場合には、手順に従って国の軍需品輸出管制管理部門に対し審査認可手続をしなければならない。

第3章 監督管理

第28条 国の輸出管制管理部門は、法により管制品目輸出活動に対して監督検査を行う。

国の輸出管制管理部門は、本法の規定への違反の嫌疑がある行為に対して調査を行う場合には、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- (一) 被調査者の営業場所又はその他の関係場所に立ち入って検査を行う。
- (二) 被調査者、利害関係者及びその他の関係する組織又は個人から聞き取りをし、被調査事件と関係のある事項について説明をするよう要求する。
- (三) 被調査者、利害関係者及びその他の関係する組織又は個人の関係書類、合意、会計帳簿、商業通信文等の文書・資料を閲覧及び複製する。
- (四) 輸出用の運送手段を検査し、嫌疑のある輸出品目の積込みを制止し、不法に輸出さ

れた品目の積戻しを命ずる。

(五) 関連する事件関係品目を封印し、及び差し押さえる。

(六) 被調査者の銀行口座を照会する。

前項第5号又は第6号の措置を講ずる場合には、国の輸出管制管理部門の責任者の書面による承認を経なければならない。

第29条 国の輸出管制管理部門が法により職責を履行する場合には、国务院関係部門、地方人民政府及びその関係部門は、これに協力をしなければならない。

国の輸出管制管理部門が単独で又は関係部門と共同して法により監督検査及び調査業務を展開する場合には、関係する組織・個人は、これに連携をしなければならない、拒絶及び妨害してはならない。

関係する国家機関及びその職員は、調査中に知り得た国家秘密、商業秘密、個人のプライバシー及び個人情報に対し、法により秘密保持義務を負う。

第30条 管制品目の輸出管理を強化し、管制品目輸出の違法リスクを防御するため、国の輸出管制管理部門は、監管談話、警告状の発行等の措置を講ずることができる。

第31条 本法の規定への違反の嫌疑がある行為については、いずれの組織・個人も、国の輸出管制管理部門に通報する権利を有し、国の輸出管制管理部門は、通報を受けた後、法により遅滞なく処理し、かつ、通報者のために秘密を保持しなければならない。

第32条 国の輸出管制管理部門は、締結若しくは加盟した国際条約に基づき、又は平等互恵の原則に従い、他の国又は地域、国際組織等と輸出管制に係る協力及び交流を展開する。

中華人民共和国国内の組織・個人は、輸出管制関連情報を国外に提供する場合には、法により行わなければならない、国家の安全及び利益に危害を及ぼすおそれがある場合には、提供してはならない。

第4章 法的責任

第33条 輸出経営者が関連管制品目の輸出経営資格を取得せずに管制品目に関する輸出に従事した場合には、警告を与え、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収する。違法経営額が50万元以上である場合には、違法経営額の5倍以上10倍以下の過料に併せて処し、違法経営額がなく、又は違法経営額が50万元未満である場合には、50万元以上500万元以下の過料に併せて処する。

第34条 輸出経営者に、次の各号に掲げる行為のいずれかがある場合には、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収する。違法経営額が50万元以上である場合には、違法経営額の5倍以上10倍以下の過料に併せて処し、違法経営額がなく、又は違法経営額が50万元未満である場合には、50万元以上500万元以下の過料に併せて処する。情状が重大である場合には、営業停止・整理を命じ、関連管制品目輸出経営資格の取消しまで行う。

(一) 許可を経っていない無断での管制品目の輸出

(二) 輸出許可証書に定める許可範囲を逸脱した管制品目の輸出

(三) 輸出が禁止されている管制品目の輸出

第35条 欺罔、賄賂等の不正手段にて管制品目輸出許可証書を入手し、又は管制品目輸出許可証書を不法に譲渡した場合には、許可を取り消し、輸出許可証を回収し、違法所得

を没収する。違法経営額が20万元以上である場合には、違法経営額の5倍以上10倍以下の過料に併せて処し、違法経営額がなく、又は違法経営額が20万元未満である場合には、20万元以上200万元以下の過料に併せて処する。

管制品目輸出許可証書を偽造、変造又は売買した場合には、違法所得を没収する。違法経営額が5万元以上である場合には、違法経営額の5倍以上10倍以下の過料に併せて処し、違法経営額がなく、又は違法経営額が5万元未満である場合には、5万元以上50万元以下の過料に併せて処する。

第36条 輸出経営者が輸出管制違法行為に従事していると明らかに知りながら、なお当該輸出経営者向けに代理、貨物運送、配達、通関、サードパーティ EC プラットフォーム及び金融等のサービスを提供した場合には、警告を与え、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収する。違法経営額が10万元以上である場合には、違法経営額の3倍以上5倍以下の過料に併せて処し、違法経営額がなく、又は違法経営額が10万元未満である場合には、10万元以上50万元以下の過料に併せて処する。

第37条 輸出経営者が管理統制名簿に組み入れられた輸入者及び最終需要者と本法の規定に違反して取引を行った場合には、警告を与え、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収する。違法経営額が50万元以上である場合には、違法経営額の10倍以上20倍以下の過料に併せて処し、違法経営額がなく、又は違法経営額が50万元未満である場合には、50万元以上500万元以下の過料に併せて処する。情状が重大である場合には、営業停止・整理を命じ、関連管制品目輸出経営資格の取消しまで行う。

第38条 輸出経営者が監督検査を拒絶又は妨害した場合には、警告を与え、10万元以上30万元以下の過料に併せて処する。情状が重大である場合には、営業停止・整理を命じ、関連管制品目輸出経営資格の取消しまで行う。

第39条 本法の規定に違反して処罰を受けた輸出経営者について、国の輸出管制管理部門は、処罰決定が効力を生じた日から、当該輸出経営者が提出する輸出許可申請を5年間受理しないことができ、その直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、関係する輸出経営活動への従事を5年間禁止することができる。輸出管制違法行為のために刑事処罰を受けた場合には、関係する輸出経営活動に生涯従事してはならない。

国の輸出管制管理部門は、輸出経営者の本法に対する違反状況を法により信用記録に盛り込む。

第40条 本法に定める輸出管制違法行為については、国の輸出管制管理部門が処罰を行い、税関が処罰する旨が法律及び行政法規により定められている場合には、税関が本法により処罰を行う。

第41条 関係する組織又は個人は、国の輸出管制管理部門の不許可決定に対し不服のある場合には、法により行政再審議を申し立てることができる。行政再審議の決定が最終裁決となる。

第42条 輸出管制管理に従事する国家公務員が職務を懈怠し、私利を図り、又は職権を濫用した場合には、法により処分を与える。

第43条 本法の輸出管制管理に関する規定に違反し、国家の安全及び利益に危害を及ぼした場合には、本法の規定により処罰するほか、関係する法律及び行政法規の規定により処理及び処罰も行わなければならない。

本法の規定に違反して、国が輸出を禁止している管制品目を輸出し、又は許可を経ず

に管制品目を輸出した場合には、法により刑事責任を追及する。

第44条 中華人民共和国国外の組織・個人が本法の輸出管制管理に関する規定に違反して中華人民共和国の国家の安全及び利益に危害を及ぼし、拡散防止等の国際義務の履行を妨げた場合には、法により処理し、かつ、その法的責任を追及する。

第5章 附則

第45条 管制品目のトランジット、積替え、積替えのない通過、再輸出又は保税區、輸出加工区等の税関特殊監督管理区域及び輸出監督管理倉庫、保税物流センター等の保税監督管理場所からの国外輸出については、本法の関係規定により執行する。

第46条 核及びその他の管制品目の輸出について、本法に定めがない場合には、関係する法律及び行政法規の規定により執行する。

第47条 軍隊の海外展開、対外軍事交流、軍事援助等に用いる軍需品の輸出については、関係する法律法規の規定により執行する。

第48条 いずれかの国又は地域が輸出管制措置を濫用して中華人民共和国の国家の安全及び利益に危害を及ぼす場合には、中華人民共和国は、実際の状況に基づいて、当該国又は地域に対して対等に措置を講ずることができる。

第49条 本法は、2020年12月1日から施行する。

（法令原文名称：中華人民共和国出口管制法）